

# 真鶴町下水道ストックマネジメント計画

真鶴町 上下水道課

策定 令和6年 2月

## ①ストックマネジメント実施の基本方針

真鶴町の下水道事業は、湯河原町の下水処理場で処理する「広域処理方式」を採用し、平成18年に供用開始し、令和4年度末時点で汚水管渠約9km、ポンプ場1箇所のストックを有しており、次に示す基本方針で保全を行う。

【状態監視保全】・・・ 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じた対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】・・・ 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※時間計画保全とは、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】…………… 機能上、特に重要でない施設を対象とした。

※事後保全とは、施設・整備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

## ②施設の管理区分の設定

### 1) 状態監視保全施設

#### 【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ、マンホール	1回/5年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合は、調査を実施。	緊急度Ⅱ以下で改築を実施	腐食のおそれの大きい箇所
管きよ、マンホールふた	1回/15年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合は、調査を実施。	緊急度Ⅱ以下で改築を実施	一般環境下

#### 【ポンプ場施設】

施設・設備名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
沈砂池設備	1回/7～10年の頻度で点検・調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討する。 保守点検は日常的に行う。	健全度2以下のものを改築対象とする。	
ポンプ設備	1回/7～10年の頻度で点検・調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討する。 保守点検は日常的に行う。	健全度2以下のものを改築対象とする。	
躯体	1回/10～20年の頻度で視覚調査、1回/25年の頻度でコンクリート(圧縮強度・中性化)、鉄筋はつり等の調査を実施する。 保守点検は日常的に行う。	健全度2以下のものを改築対象とする。	
内部防食	1回/5～10年の頻度で視覚調査を実施する。 保守点検は日常的に行う。	健全度2以下のものを改築対象とする。	
防水	1回/5～10年の頻度で視覚調査を実施する。 保守点検は日常的に行う。	健全度2以下のものを改築対象とする。	

## 2) 時間計画保全施設

### 【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
管きよ（圧送管）	標準耐用年数の1.0倍程度	

### 【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
受変電設備	標準耐用年数の1.5倍程度	
制御電源及び計装用電源設備	標準耐用年数の1.0倍程度	
自家発電設備	標準耐用年数の1.5倍程度	
負荷設備	標準耐用年数の1.5倍程度	
計測設備	標準耐用年数の1.5倍程度	
監視制御設備	標準耐用年数の1.5倍程度	
電気設備	標準耐用年数の1.5倍程度	
消火災害防止設備	標準耐用年数の1.0倍程度	

## 3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

### 【管路施設】

—
---

### 【ポンプ場施設】

ポンプ場設備の内  
土木・建築(蓋・手摺・タラップ・建築機械設備等)、ゲート設備、ポンプ設備、クレーン類物  
あげ設備等の主要設備以外は不具合が発生した際の影響が少ないことから事後保全とした。

### ③ 改築実施計画

1) 計画期間 令和6年度 ～ 令和10年度

#### 2) 個別施設の改築計画

##### 【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・ 排水区の名称	合流・汚水 ・雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象延長 (m)	概算費用 (百万円)	備考
—	—	—	—	—	—	—	—

##### 【ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場 等の名称	合流・汚水 ・雨水の別	対象施設	設置 年度	供用 年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
真鶴中継ポンプ場	汚水	管理棟 防水 屋根防水	2006	17	-	7.2	
	汚水	管理棟 消火災害防止設備 受信機	2006	17	-	2.5	
	汚水	電気計装設備 受変電設備 柱上開閉器	2006	17	-	1.7	①塩害
	汚水	電気計装設備 制御電源及び計装 用電源設備 汎用ミニUPS	2016	7	-	1.4	
	汚水	電気計装設備 計測設備 流量計	2006	17	-	10.0	

※供用年数は2023年度からの算出、消費税10%を含む

### ④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
13百万円/年	概ね100年